

セコムグループの税務への取り組み

セコムグループは、国および地域ごとの税務関連法令や国際ルールなどに従って、税務コンプライアンスの維持・向上に努め、適正な納税を行い、企業の社会的責任を果たします。

ガバナンス体制

セコムグループは、税務を含む各種リスクに対処するため、内部統制システムの基本方針を定め、取締役会にて決議しています。

税務実務は、セコム(株)および連結子会社の経理部門がそれぞれ行っていますが、セコム(株)財務本部は、法令などの情報収集に努め、会計および税務実務についての基本的な方針等を定め、連結子会社に周知徹底しています。セコム(株)財務本部は執行役員 財務本部長が統括し、代表取締役社長が全社を統括しています。

税負担の適正化

各国および地域における優遇税制について、セコムグループは通常の事業活動の中で利用可能なものを活用し、適正な納税額となるよう努めています。

ただし、税法の趣旨から逸脱して、タックスヘイブンへの利益移転行為や、租税回避を意図した濫用的な税務対策を行いません。また、税務リスクに対しては、事前に十分な検討を行うとともに、必要に応じて税務専門家に対して助言・指導などを依頼しています。

税務当局との関係

セコムグループは、税務当局に誠意を持って対応することにより、税務の確実性を高めることを目指しています。

適時適切な税務申告・納付、税務当局からの求めに応じた税務情報などの提出を通して、健全かつ正常な関係を構築するように努めるとともに、必要に応じて事前確認などを行い、税務リスク低減に努めています。

透明性

セコムグループは、OECDによるBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）プロジェクト等の趣旨を理解し、国際的な税務に対する取り組みおよび各国税法を遵守することで、適切かつ透明性の高い税務運営および適正な納税に取り組んでいます。